

障害者差別解消法及び 経済産業省所管事業分野における 対応指針改正等について

2024年11月

経済産業省 経済社会政策室

次第

01 足元の状況

02 障害者差別解消法について

03 経済産業省対応指針の改正について

04 経済産業省における合理的配慮の取組例

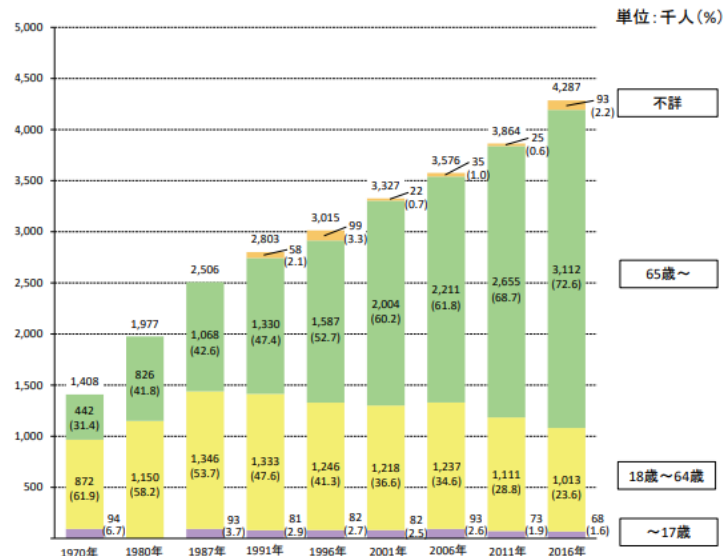
05 今後の経済産業省における取組

日本における障害者の状況

- ・ 障害者の概数：身体障害者は436万人、知的障害者は109.4万人、精神障害者は614.8万人
- ・ 国民の約9.2%が何らかの障害を有していることになる。

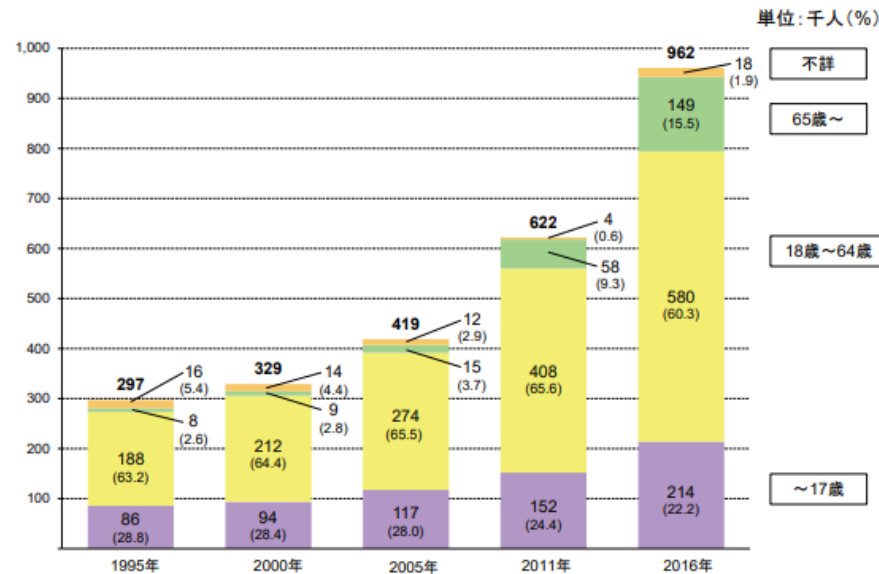
年齢階層別障害者数の推移

身体障害児・者(在宅)



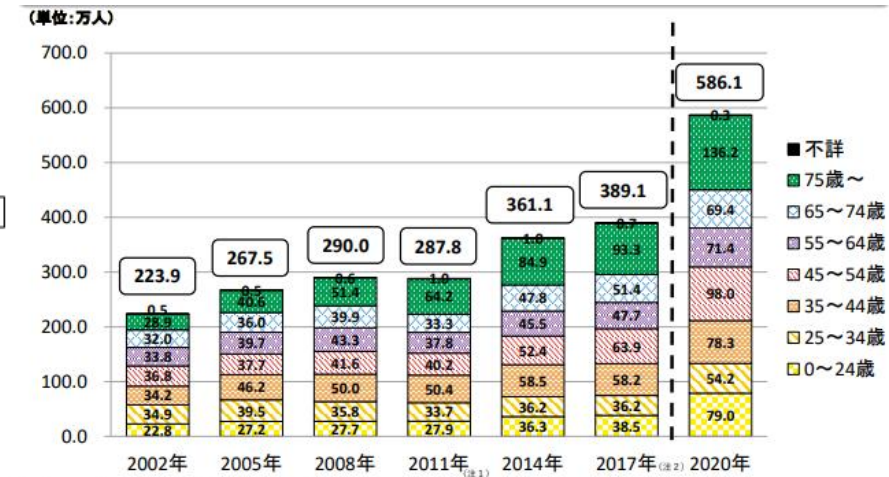
注1：1980年は身体障害児（0～17歳）に係る調査を行っていない。
注2：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。
資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（～2006年）、厚生労働省「生活のしづらさに関する調査」（2011・2016年）

知的障害児・者(在宅)



注：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。
資料：厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（～2005年）、厚生労働省「生活のしづらさに関する調査」（2011・2016年）

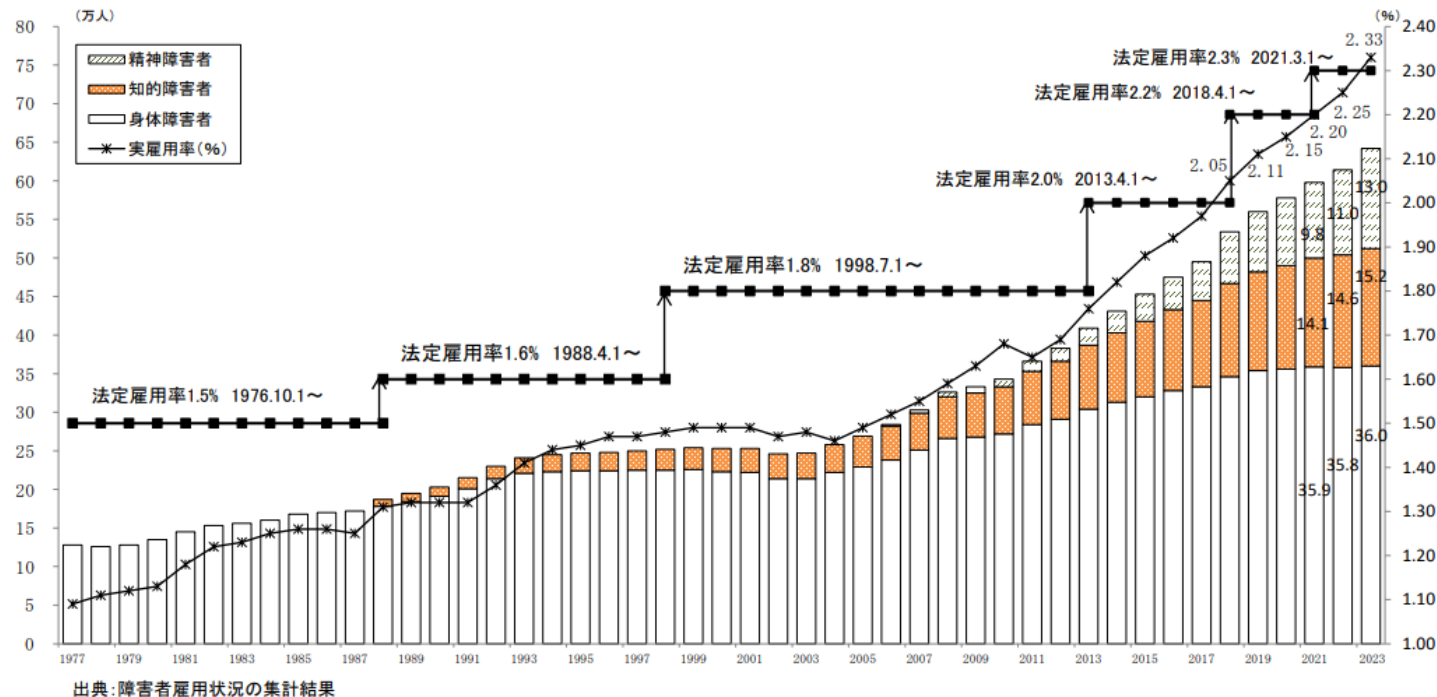
精神障害者・外来



注1：2011年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。
注2：2020年から総患者数の推計方法を変更している。具体的には、外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している（2017年までは31日以上を除外していたが、2020年からは99日以上を除外して算出）。
注3：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。
資料：厚生労働省「患者調査」（2020年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

日本企業における障害者雇用の状況

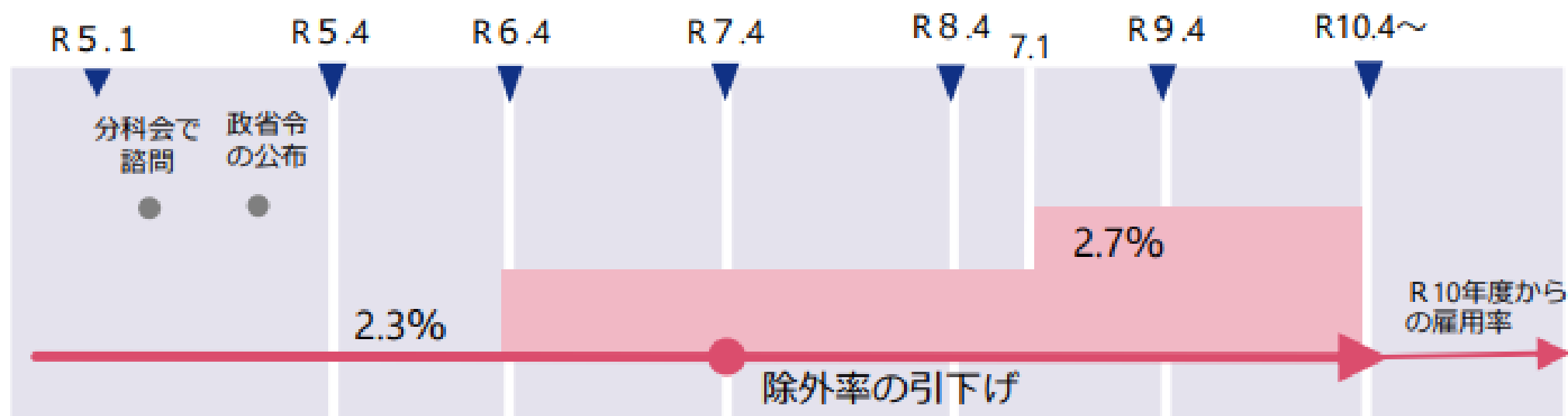
- 雇用者数64.2万人（身体障害者36.0万人、知的障害者15.2万人、精神障害者13.0万人）
実雇用率2.33% **法定雇用率達成企業割合50.1%**（2023年）
- 雇用者数は20年連続で過去最高を更新。実雇用率が報告時点の法定雇用率を上回ったのは2023年が初。障害者雇用は着実に進展している。**



（資料）厚生労働省説明資料より経産省抜粋

(参考) 障害者雇用率の引上げ

- 障害者雇用促進法に基づき、労働者（失業者を含む。）に対する同法の対象とする障害者である労働者の割合を基準とし、少なくとも5年ごとにその割合の推移を勘案して障害者雇用率が設定されている。
- 令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引上げ。



※ 改正障害者雇用促進法により、令和6年度から、職場定着等の取組に対する助成措置が強化されるほか、特に短い時間（週所定労働時間10時間以上20時間未満）で働く労働者の実雇用率における算定が可能となる。

国民の意識

- 内閣府において障害者に関する国民の意識を把握するために行った世論調査によると、障害のある人に対して、障害を理由とする障害者への差別や偏見があると回答した者「88.5%」、障害を理由とする差別の解消の推進を目的とした「障害者差別解消法」について、「知っている」と回答した者は「24.0%」に留まる。

問 8. あなたは、世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。(〇は1つ)

		令和4年11月
<u>あると思う (小計)</u>		<u>88.5%</u>
・あると思う		47.5%
・ある程度はあると思う		41.0%
<u>ないと思う (小計)</u>		<u>9.8%</u>
・あまりないと思う		7.5%
・ないと思う		2.3%

問 11. 障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会づくりを目指すため、平成28年4月からいわゆる「障害者差別解消法」が施行され、令和3年6月には改正法も公布されています。あなたは、「障害者差別解消法」を知っていますか。(〇は1つ)

		令和4年11月
<u>知っている (小計)</u>		<u>24.0%</u>
・法律の内容を、改正法の内容も含めて知っている		2.0%
・内容は知っているが、改正されたことは知らない		3.7%
・内容は知らないが、法律があることは知っている		18.3%
<u>知らない</u>		<u>74.6%</u>

(資料) 内閣府世論調査 : <https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-shougai/gairiyaku.pdf>

調査期間：令和4年11月～12月
調査対象者：全国の18歳以上の3000人を対象
(有効回収数：1765人、有効回答率：58.8%)

次第

01 足元の状況

02 障害者差別解消法について

03 経済産業省対応指針の改正について

04 経済産業省における合理的配慮の取組例

05 今後の経済産業省における取組

障害者差別解消法の概要

- 障害者との共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として平成25年6月に制定。
- 事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに行政機関相互間の連携強化や、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化（令和6年4月1日 改正法施行）

障害者差別解消法でいう「障害者」とは

- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。いわゆる障害者手帳を持っている人に限られない。

※障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

※雇用分野における対応については、障害者雇用促進法の定めるところによることとされている。

法的義務

- **不当な差別的取扱いの禁止**
（障害者差別解消法第7条第1項、第8条第1項）



【例1】受付の対応を拒否



【例2】介助者なしの入店を拒否

- **合理的配慮の提供** **令和3年法改正で義務化（令和6年4月施行）**
（障害者差別解消法第7条第2項、第8条第2項）



【例1】携帯スロープで補助



【例2】意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

不当な差別的取扱いについて

- 行政機関等と事業者は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を①拒否する②場所や時間を制限する③障害のない人には付けない条件を付けるなどにより、障害者の権利を侵害すること（不当な差別的取扱い）が禁止されている。

具体例



1
保護者や介助者が
いなければ入店を断る



2
障害者向けの物件はない
と言って対応しない

正当な理由がある場合

- 「正当な理由」がある場合、すなわち、その行為が客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は、「不当な差別的取扱い」にはならない
- 「正当な理由」に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、
 - ◆障害者、事業者、第三者の権利利益
例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等
 - ◆行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持などの観点から、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要**

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和5年3月14日閣議決定）に基づき作成

合理的配慮の提供について

- 行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが義務付けられている。
- 代替措置の選択も含め、双方の話し合い（建設的対話）により対応するもの。

社会的障壁

①社会における事物	通行・利用しにくい施設・設備等
②制度	利用しにくい制度
③慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習・文化
④観念	障害のある方への偏見等

具体例



【例 1】携帯スロープで補助



【例 2】意思を伝え合うために
絵や写真のカードやタブレット
端末などを使う

留意事項

- ①事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
- ②障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
- ③事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

過重な負担の判断

個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要

- ① 事務・事業への影響の程度
- ② 実現可能性
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

建設的対話の事例について

建設的対話の例

事業者
(習い事教室)



うちのこどもは特定の音に対する聴覚過敏があり、飛行機の音が聞こえると興奮して習い事に集中できなくなってしまうので、飛行機の音が聞こえないように、教室の窓を防音窓にしてもらうことはできますか？

防音窓の設置には工事が必要だし、すぐに対応することは難しいな。障害のあるお子さんが習い事に集中できるよう、他に、飛行機の音を聞こえなくするような工夫はあるだろうか？

防音窓をすぐに設置することは難しいので、お子さんが習い事に集中できるよう、一緒に他の方法を考えましょう。お子さんは、普段、飛行機の音が聞こえないように、どのような対応をしているのですか？

家ではイヤーマフを着用することがあるのですが、習い事では音声教材等を利用することもあるので着用させていませんでした。着用の際には声掛けや手伝いが必要なので、習い事でイヤーマフを使うと先生にご迷惑ではないでしょうか。

飛行機が通過する時間帯は大体決まっているので、その際には、先生がイヤーマフの着用の声掛けやお手伝いをします。また、音声教材の使用タイミングについても配慮を行うことができます。

わかりました。こどもにイヤーマフを持っていかせ、先生がお手伝いしてくれるからね、とお言っておきます。

障害者の保護者
(発達障害)



- 建設的対話を通じて個別事情等を共有すれば、事業者と障害者の双方が納得できる形での社会的障壁の除去が可能となることもある

⇒ **まずは障害者との対話を始めることが重要！**

※ 建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要

環境の整備について

- 障害者差別解消法では、**合理的配慮を的確に行えるようにする「環境の整備」（不特定多数の障害者に向けた事前改善措置）を行政機関等及び事業者の努力義務**としている。

「環境の整備」の例 (不特定多数の障害者が主な対象)

携帯スロープを購入する
施設をバリアフリー化する
社員対応マニュアル整備・研修を実施する
アクセシビリティを担保したウェブサイト等を作成する

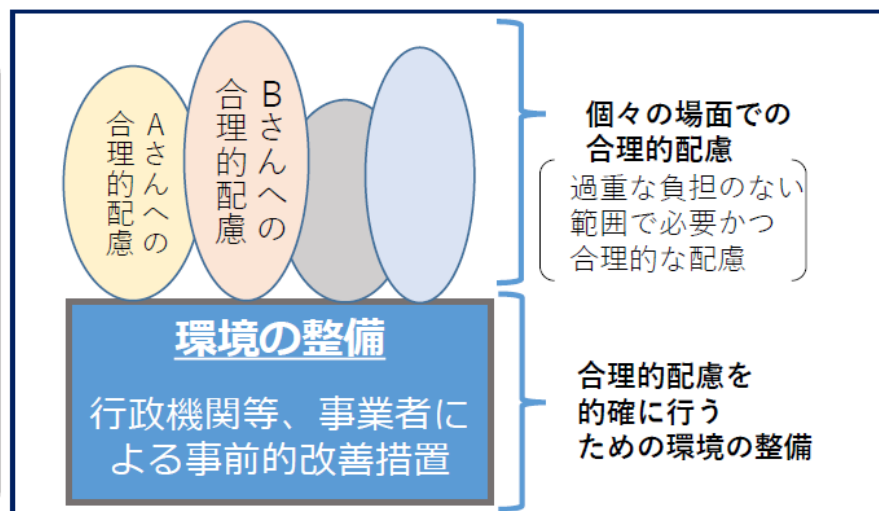


「合理的配慮」の例 (個々の場面における個々の障害者が対象)

段差があった場合、携帯スロープを架ける
(個々の配慮をせずとも、障害者が利用可能)
マニュアル等に基づき、的確に合理的配慮を行う
(個々の配慮をせずとも、障害者が利用可能)

留意事項

- 他の障害者等への波及効果についても考慮した**環境の整備**を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、**合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の改正等**の環境の整備を図ることは有効
- 「環境の整備」には、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれる



次第

01 足元の状況

02 障害者差別解消法について

03 経済産業省対応指針の改正について

04 経済産業省における合理的配慮の取組例

05 今後の経済産業省における取組

経済産業省対応指針の改正

- 障害者差別解消法に基づき、経済産業省所管事業分野における事業者が適切に対応するために必要な事項を定めた対応指針を公表。
- 障害者差別解消法の改正を踏まえ、同指針の改正も実施。（令和6年4月1日施行）
- 障害者差別解消法の趣旨に沿った適切な運用がなされるよう、所管事業団体を通じた対応指針の周知を実施。

※対応指針：経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

障害者差別解消法の改正を踏まえた指針の改正概要

- 「合理的配慮の提供」の義務化や「合理的配慮の提供」のための「建設的対話」の考え方等を追記
- 経済産業省所管事業分野における「障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮等の例」の追加

(参考) 経済産業省対応指針の構成

第1 趣旨

第2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

第3 事業者における相談体制の整備

第4 事業者における研修・啓発、障害を理由とする差別の解消の推進に資する制度の整備

第5 経済産業省所管事業分野における相談窓口

附則

別紙

1. 障害特性に応じた配慮について

2. 不当な差別的取扱いの例

3. 合理的配慮の例

経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

経済産業大臣 齋藤 健

第1 趣旨

1 障害者差別解消法の制定の背景及び経過

我が国は、平成19年に障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）に署名して以来、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正を始めとする国内法の整備等を進めてきた。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された。また、令和3年6月には、事業者による合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、相談体制の充実や情報の収集・提供の確保など障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化を内容とする改正法が公布された（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号。以下「改正法」という。））。

2 法の基本的な考え方

（1）法の対象となる障害者は、法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む。）（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。これは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の定義と同様であり、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものといわれる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者の該当性は、当該者の状況等に応じて個別に判断されることとなり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。

対応指針に定める事項（抜粋）

障害特性に応じた配慮

【聴覚障害・言語障害】

（主な特徴）

- ・ 外見からは障害のあることが分かりにくい
- ・ 文字や図などから視覚を中心に情報を得ている
- ・ 補聴器をつけている者もいるが、明瞭に聞こえているとは限らず、相手の口の形を読み取るなど、視覚による情報で話の内容を補う場合もある

（一般的な対応）

- ・ 筆談、文字表示、手話など目で見てわかる情報を提示するなどの配慮をする
- ・ 相手の口の動きがわかるように正面からはっきりゆっくり話す
- ・ 聞き取りにくい場合は聞き返したり紙などに書いてもらい内容を確認する

不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例

- 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定すること。（障害者本人の安全確保の観点）
- 原則本人しか行うことができない手続を行う際に、障害者本人に同行した者が代筆しようとした場合に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の意思等を確認すること。（障害者本人の損害発生防止の観点）

対応指針に定める事項（抜粋）

合理的配慮の提供に関する例の拡充

- 視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内すること。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内すること。
- 店舗等において、視覚障害のある者から店員に対し、店内を付き添って買物の補助を求められた場合に、混雑による人手不足を理由に付添いはできないことを丁寧に説明し、代替措置として店員が買物リスト等に基づき商品を準備することができる旨を提案すること。

合理的配慮の提供義務違反に該当する・しない例

【合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例】

- 聴覚障害等のある者から入電があり、電話リレーサービスを介した問合せを希望する旨の意思の表明があった場合に、本人確認ができないこと等を理由に対応を拒否すること。

【合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例】

- 店舗等において、視覚障害のある者から店員に対し、店内を付き添って買物の補助を求められた場合に、混雑による人手不足を理由に付添いを断ること。（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点）

事前改善措置としての環境の整備の例

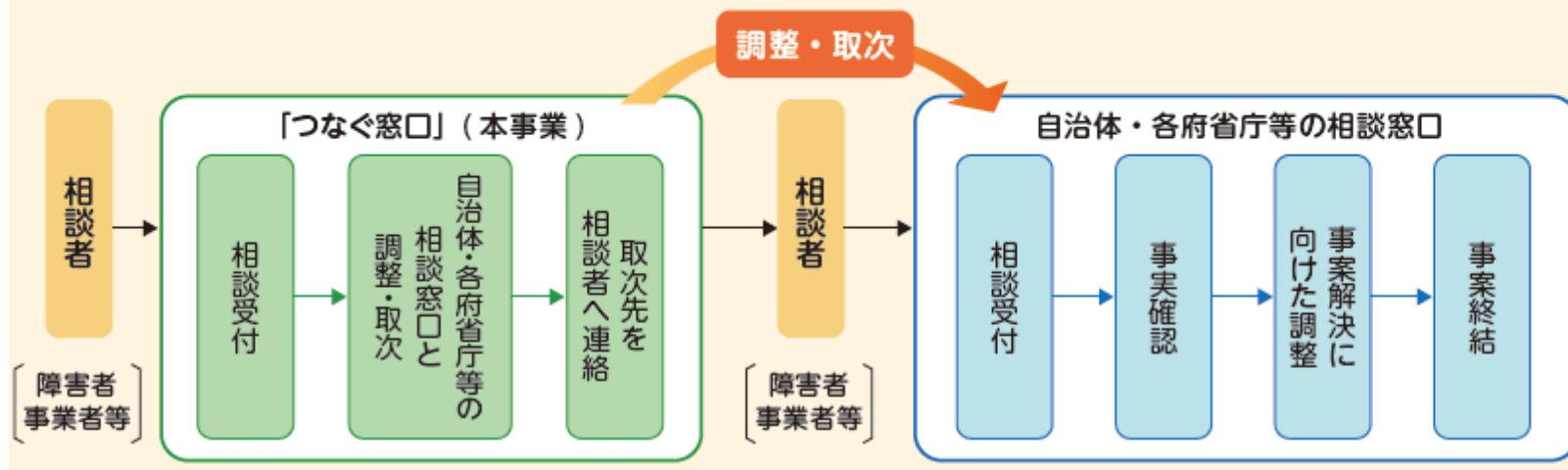
- 聴覚障害等の障害のある者が円滑に工場見学できるよう、障害者団体等にも必要に応じて相談しながらマニュアルを作成する等、案内方法の工夫や案内スキルの向上を図ること。
- 緊急時における障害者への対応方法を事前に取り決め、日頃から定期的に訓練を実施すること。

(参考) 相談窓口試行事業 「つなぐ窓口」

- 障害者差別解消法に関する内容や障害者差別等に関する相談を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口につなげるための調整・取次を行う「つなぐ窓口」が内閣府において設置。
- 障害のある方や事業者に加え、自治体からの相談についても受付。

■ 「つなぐ窓口」 による相談対応の基本的な流れ ■

「つなぐ窓口」で相談を受け付けた後、「つなぐ窓口」で適切な自治体・各府省庁等の相談窓口と調整を行い、事案の取次を行います。取次が済み次第、相談者へ取次先の相談窓口の情報を連絡します。相談者が、取次を受けた自治体・各府省庁等の相談窓口で連絡を行うと、その後は自治体・各府省庁等の相談窓口が取り次がれた相談内容を踏まえて、事実確認や事案解決に向けた調整を行います。



障害者差別解消に関する各種参考資料

- 内閣府において、主に国や自治体等の相談窓口等の担当者が相談対応業務を行う際に、法律等の趣旨に沿った事案の分析や対応の検討を行う「ケーススタディ集」を策定。
- その他、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」などの参考事例や障害者差別解消の推進に関する各種参考資料がある。

○障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト (<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>)

- 障害者差別解消法に関する事項や各種ツール等が掲載されているサイト

○相談対応ケーススタディ集 (令和5年3月作成。 <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/case-study.html>)

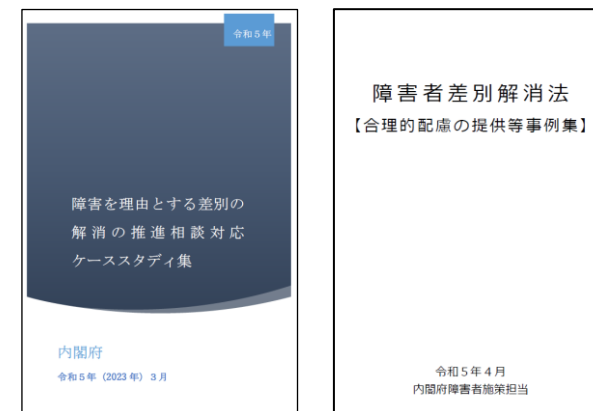
- 「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の提供」の検討プロセスをフロー形式で示しつつ、考え方等を解説。具体的なケース（10件）について、検討・解説を行っている。

○障害者差別解消に関する事例データベース (<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>)

- 「障害者差別解消法」で定められている「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」、「環境の整備」について、行政機関や事業者等の相談窓口寄せられた具体例を、障害種別などに応じて検索できるシステム

○合理的配慮の提供等事例集 (令和5年4月改訂。 <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>)

関係省庁や地方公共団体等から収集した事例等を基に障害種別や場面ごとに整理した事例集



次第

01 足元の状況

02 障害者差別解消法について

03 経済産業省対応指針の改正について

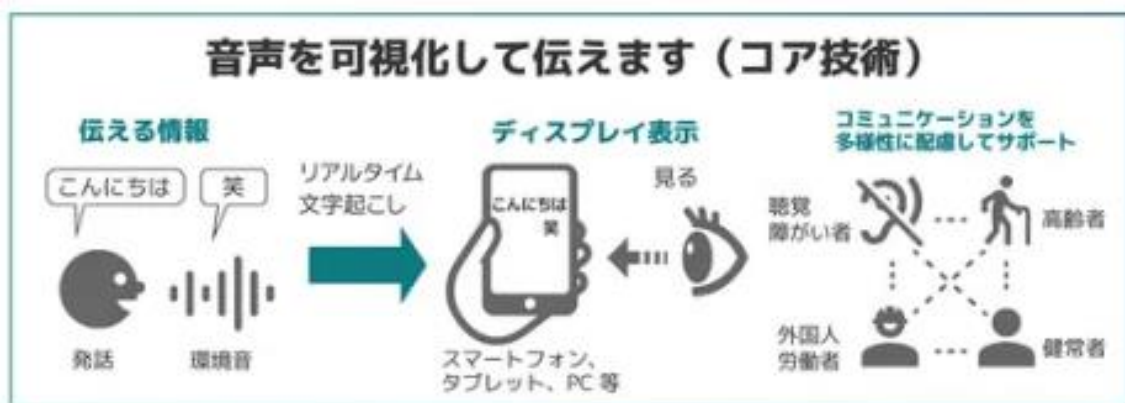
04 経済産業省における合理的配慮の取組例

05 今後の経済産業省における取組

経済産業省における合理的配慮の取組例

- ディスプレイで即時に音声を認識するシステム「YYSystem」を、合理的配慮の提供のための環境整備に係る対応としての活用を試行。
- 取組の発信により、企業や自治体等が合理的配慮を考えるきっかけになることを期待。
- 令和6年1月11日～3月29日の約3ヶ月間と、「経済産業省こどもデー」（令和6年8月7日、8日）の2日間、受付に設置。

YYSystem

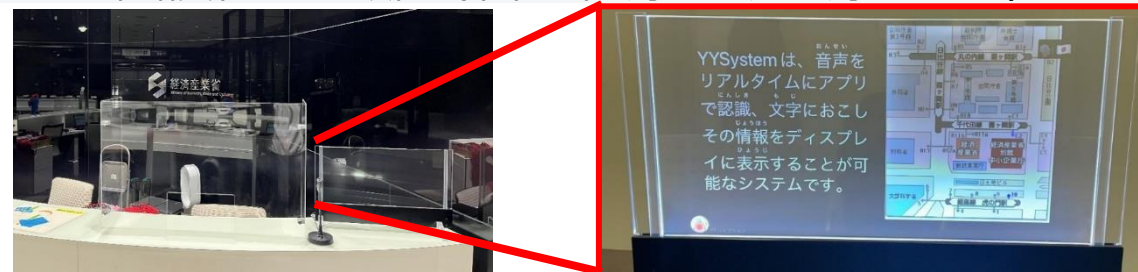


（参考）経産省ニュースリリース：
<https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240111002/20240111002.html?from=mj>

（出典）株式会社アイシン

活用事例

1. 本館受付窓口を設置（令和6年1月11日から3月29日まで）



2. 経済産業省こどもデー受付窓口を設置（令和6年8月7日・8日）



次第

01 足元の状況

02 障害者差別解消法について

03 経済産業省対応指針の改正について

04 経済産業省における合理的配慮の取組例

05 今後の経済産業省における取組

今後の経済産業省における取組

- 今年度、経済産業省所管事業者における合理的配慮の提供等に関する事例調査を実施中。
- 障害種別、障害者からの申し出の内容、それに対する事業者の対応、合理的配慮の提供等を行うにあたって事業者が工夫した点や論点となるポイント等を考慮し、事例集として整理する。
- 加えて、来年3月に調査結果を基にしたセミナーを実施する予定。